

日程第 5．議案第 65 号 南風原町個人番号カード利用条例

○議長 宮城清政君 日程第 5．議案第 65 号 南風原町個人番号カード利用条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。浦崎みゆき総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 浦崎みゆきさん 議案第 65 号 南風原町個人番号カード利用条例審査の経過 本案は、12 月 8 日の本会議に上程され提案理由の説明を受け質疑を行ったあと、当委員会に審議を付託され、当委員会では 12 月 9 日に委員会を開き、関係部長、課長、担当職員の出席を求め質疑応答を行い質疑を終わりました。11 日にまとめと採決を行いました。審査の過程における執行部の説明のなかで、個人番号カードを現行の住民基本台帳カードと同様に利用できるように条例を新規制定し、本町が設置する自動交付機で各種証明書の交付を受けるサービスを町民に提供するための条例制定とありました。委員から、個人番号カードには将来さまざまなサービスを付加する計画はあるか、また個人番号カードの I C チップにはどのぐらいのデータが入る容量があるかと質疑がありました。執行部の会等として、個人番号カードにある I C チップにデータを入れるのではないこと、個人番号カードを使いパスワードを入れることで個人を認証し、個人情報が入っているサーバーへアクセスする鍵として利用すると回答がありました。また、さまざまなサービスを付加して欲しいと住民ニーズがある場合にはセキュリティを確認したうえで前向きに検討したいと説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り採決の結果、挙手全員であり全会一致により可決いたしました。

○議長 宮城清政君 これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから議案第 65 号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第 65 号 南風原町個人番号カード利用条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり可決されました。